

リハビリセンターさくら・みどりが丘第1通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人啓誠福祉会が開設するリハビリセンターさくら・みどりが丘が行う第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員が、要支援認定者及び介護予防・事業対象者に対し、適正な支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、高齢者が要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 総合事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 リハビリセンターさくら・みどりが丘
- 2 所在地 福島県郡山市緑ヶ丘東四丁目 29 番地 14

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりである。

- 管理者 1名
 - ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 生活相談員 1名以上
 - ・利用者及び家族等からの相談に応じる。
- 機能訓練指導員 1名以上
 - ・身体機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 介護職員 1名以上
 - ・利用者の介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とし、祝日も営業
年末年始（12月31日から1月3日）は除く
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 3 サービス提供時間

午前 9 時 00 分から午後 0 時 05 分までとする。(月曜日～土曜日)

午後 1 時 25 分から午後 4 時 30 分までとする。(月曜日～土曜日)

※サービス提供時間とは、利用者を事業所に迎えて送り出すまでの間をいう。

(総合事業の利用定員)

第 6 条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 午前 1 単位 午後 1 単位
- (2) 利用定員 午前 9 名 (地域密着型通所介護利用者を含む。)
午後 9 名 (地域密着型通所介護利用者を含む。)

(総合事業の内容及び利用料その他費用の額)

第 7 条 第 1 号通所事業の内容は次のとおりとし、第 1 号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定めた基準による介護報酬のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、利用料及びその他の費用については、事業所内に掲示するものとする。

- 一 機能訓練 (理学療法、作業療法、言語聴覚療法、柔道整復師)
 - 二 健康チェック
 - 三 送迎サービス
- 2 次条の通常の総合事業の実施地域を越えて行う総合事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- | | |
|---|--------|
| 一 実施地域境界より、片道おおむね 20 キロメートル未満 | 880 円 |
| 二 実施地域境界より、片道おおむね 20 キロメートル以上 30 キロメートル以下 | 1200 円 |
| 三 実施地域境界より、片道おおむね 30 キロメートル以上 | 1800 円 |
- 3 利用者の希望により通常の営業日及び営業時間帯を超えて総合事業を提供する場合は別表に掲げる利用料を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、郡山市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は総合事業の提供を受ける際に次の事項について、留意するものとする。

- 一 サービス利用にあたっては、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
(機能訓練指導員等の指示に従ってください。)
- 三 送迎サービスを利用する際の留意事項
(迎え及び帰りの時間等をご確認下さい。)

(緊急時における対応方法)

第 10 条 事業従事者は、サービス提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともにその設備の定期的な点検を行う。

2 事業所は、非常災害に対する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、防火管理者または非常災害についての責任者を定めるものとする。

3 事業所は、非常災害対策に備えるため、年 2 回定期的に避難、救出の必要な訓練を行う。施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を毎月 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(苦情処理)

第13条 事業者は、第1号通所事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した第1号通所事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した第1号通所事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とすること。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、機能訓練指導員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

一 採用時研修	採用後 3 ヶ月以内
二 継続研修	年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 利用者の関する記録に関しては、5 年間保存する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。